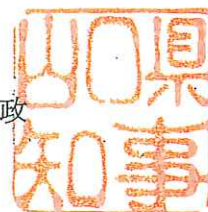


産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県周南市大字徳山字一ノ井手1575番地
氏 名 株式会社城山開発
代表取締役 佐野 奈奈

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 3 年 9 月 27 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 8 年 9 月 26 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎)

(2) 産業廃棄物の種類

破 碎 : ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上1種類)、がれき類
(これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
以上2種類

2. 事業の用に供するすべての施設

破 碎

設置場所 : 山口県周南市大字徳山字城山948番1

(4基)

設置年月日 : 昭和63年4月3日

処理能力 : 1,200 t/日 (8時間) 、 1,600 t/日 (8時間) 、 624t/日 (8時間)

使用届出年月日 : 平成13年4月27日

設置場所 : 山口県周南市大字徳山字城山948番1、948番8

設置年月日 : 平成17年8月30日

処理能力 : 2,695.2t/日 (8時間)

許可年月日 : 平成17年8月29日、許可番号 : 第17号の5

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 3 年 9 月 27 日 更新許可

令和 3 年 10 月 14 日 変 更 届 (変更事項 : 代表者 (変更前 : 大庭 七洋))

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無